

滋賀県域メディア連携協議会

参考資料 3

規 約

(名称)

第1条 本会は、「滋賀県域メディア連携協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、テレビ等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、住民の理解を促すとともに、災害時に避難行動につなげるための取組を関係者で連携して実施することを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、別紙に掲げる地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等を発信・伝達する行政、メディア関係者で構成する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所副所長が招集する。

(協議会の公開)

第5条 協議会の会議資料は、原則として国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所のホームページで公開する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局及び議事進行は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所調査課が行う。

(その他)

第7条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会において定めるものとし、本規約の改定等は、協議会の審議を経て行うことができるものとする。

(付則)

この規約は、令和3年3月1日から施行する。

参加団体一覧

【行政機関】

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所

気象庁 彦根地方気象台

滋賀県 知事公室 防災危機管理局、土木交通部 流域政策局

【テレビ】

日本放送協会 大津放送局

びわ湖放送 株式会社

【ケーブルテレビ】

株式会社 ZTV